

2021年3月29日

マイナポイント事業に関する特約
新旧対照表

株式会社まちペイ

マイナポイント事業の延長に伴い、マイナポイント事業に関する特約を下記のとおり改定いたします。

改定後	現行
<p>第2条（定義）</p> <p>(11)「利用者」とは、<u>2021年4月末日までにマイナンバーカードの交付申請を行い</u>、マイナンバーカードの保有者であって、マイキーIDの設定（マイナポイントの予約を行うことでマイキーIDが設定されます）を行った者のうち、一つのキャッシュレス決済サービスを選択して本サービスの申込み・登録を希望する者又は行った者をいいます。</p> <p>第3条（ポイント付与の要件及び方法）</p> <p>1.利用者は、本サービスの申込期間として事務局又は対象決済事業者が定める期間内に、国が定めるマイナポイント利用規約及び対象決済事業者が定める方法に従って申し込みを行い、対象キャッシュレス決済サービスの登録が完了した場合には、第3項に定める付与対象期間において、対象キャッシュレス決済サービスについて対象決済事業者が定める以下の各号に掲げるマイナポイント付与の方法ごとに、以下各号に掲げる行為（以下「対象行為」といいます。）を行ったとき、マイナポイントの付与を受けることができます。なお、マイナポイント利用規約及び対象決済事業者が定める方法に従って申し込みを行い、対象キャッシュレス決済サービスの登録が完了した場合には、原則として、登録した対象キャッシュレス決済サービスを変更することはできません。</p>	<p>第2条（定義）</p> <p>(11)「利用者」とは、マイナンバーカードの保有者であって、マイキーIDの設定（マイナポイントの予約を行うことでマイキーIDが設定されます）を行った者のうち、一つのキャッシュレス決済サービスを選択して本サービスの申込み・登録を希望する者又は行った者をいいます。</p> <p>第3条（ポイント付与の要件及び方法）</p> <p>1.利用者は、本サービスの申込期間として事務局又は対象決済事業者が定める期間内に、国が定めるマイナポイント利用規約及び対象決済事業者が定める方法に従って申し込みを行い、対象キャッシュレス決済サービスの登録が完了した場合には、第3項に定める付与対象期間において、対象キャッシュレス決済サービスについて対象決済事業者が定める以下の各号に掲げるマイナポイント付与の方法ごとに、以下各号に掲げる行為（以下「対象行為」といいます。）を行ったとき、マイナポイントの付与を受けることができます。なお、マイナポイント利用規約及び対象決済事業者が定める方法に従って申し込みを行い、対象キャッシュレス決済サービスの登録が完了した場合には、原則として、登録した対象キャッシュレス決済サービスを変更することはできません。</p>

(1) 対象キャッシュレス決済サービスが前払式支払手段である場合の前払額に応じてマイナポイントを付与する方法 対象キャッシュレス決済サービスの前払を行うこと

(2) キャッシュレス決済サービスによる物品等の購入のための決済額に応じてマイナポイントを付与する方法 (ポイント等を発行し、当該ポイント等相当額を金融口座から引落金額と相殺する場合を含む。その際、ポイント等相当額が引落金額を上回る場合には、消費者の口座に発行したポイント相当額を付与しても構わない。) 対象キャッシュレス決済サービスによる物品等の購入を行うこと (キャッシュレス決済サービスのチャージは除く)

3.付与対象期間は、利用者が本サービスの申込みを行った日と 2020 年 9 月 1 日のいずれか遅い日から、2021 年 9 月末日までの期間をいいます。

5.マイナポイントは、対象キャッシュレス決済サービスに係る決済手段として付与される方法、当該決済手段とは異なる決済手段として付与される方法又は対象キャッシュレス決済サービスに係る決済手段若しくは当該決済手段とは異なる決済手段に交換することができる中間ポイント等として付与される方法、ポイント等を発行し当該ポイント等相当額を金融口座からの引落金額と相殺する方法、ポイント相当額が引落金額を上回る場合に消費者の口座に発行したポイント等相当額を付与する方法のうち、対象決済事業者が定める方法により付与されます。

(1) 対象キャッシュレス決済サービスが前払式支払手段である場合の前払額に応じてマイナポイントを付与する方法 対象キャッシュレス決済サービスの前払を行うこと

(2) キャッシュレス決済サービスによる物品等の購入のための決済額に応じてマイナポイントを付与する方法 対象キャッシュレス決済サービスによる物品等の購入を行うこと (キャッシュレス決済サービスのチャージは除く)

3.付与対象期間は、利用者が本サービスの申込みを行った日と 2020 年 9 月 1 日のいずれか遅い日から、2021 年 3 月 31 日までの期間をいいます。

5.マイナポイントは、対象キャッシュレス決済サービスに係る決済手段として付与される方法、当該決済手段とは異なる決済手段として付与される方法又は対象キャッシュレス決済サービスに係る決済手段若しくは当該決済手段とは異なる決済手段に交換することができる中間ポイント等として付与される方法のうち、対象決済事業者が定める方法により付与されます。

<p>6. マイナポイントは、原則として、対象行為に係る金額の合計値が付与の対象となる最小単位に達した<u>後、2021年11月末日までの</u>範囲で対象キャッシュレス決済事業者が定める時期に付与されます。</p> <p>【別紙】</p> <p>1. 本特約第3条第1項及び第5項に定める「申込期間」「申込方法」「マイナポイント付与の方法」は、以下の<u>とおり</u>とします。</p> <p>(1) 本サービスの申込期間 2020年9月1日から <u>2021年9月末日</u>まで</p> <p>4. 本特約第3条第6項に定めるマイナポイントの付与時期は、原則、対象行為から2週間以内とします。<u>なお、2021年3月末日までに対象行為を行った場合は、2021年4月末日までに付与するものとし、それ以後2021年9月末日までに対象行為を行った場合は、2021年11月末日までに付与するものとし、</u></p> <p>9. 利用者がマイキーIDを設定し、<u>「株式会社まちペイ」</u>を選択して本サービスを申し込んだ後、マチカカード、会員番号、パスワード又は携帯端末等を盗難及び紛失等した場合には、マチカ共通約款等に従うものとします。ただし、マイナンバーカードやマイキーID、パスワードの紛失等については、別途国の定めに従ってください。</p> <p>10. 本特約第16条に定める問い合わせは、以下の<u>とおり</u>とします。</p>	<p>6. マイナポイントは、原則として、対象行為に係る金額の合計値が付与の対象となる最小単位に達して<u>から2か月以内の</u>範囲で対象キャッシュレス決済事業者が定める時期に付与されます。</p> <p>【別紙】</p> <p>1. 本特約第3条第1項及び第5項に定める「申込期間」「申込方法」「マイナポイント付与の方法」は、以下の<u>通り</u>とします。</p> <p>(1) 本サービスの申込期間 2020年9月1日から <u>2021年3月31日</u>まで</p> <p>4. 本特約第3条第6項に定めるマイナポイントの付与時期は、原則、対象行為から2週間以内とします。</p> <p>9. 利用者がマイキーIDを設定し、<u>「電子マネー「マチカ」</u>を選択して本サービスを申し込んだ後、マチカカード、会員番号、パスワード又は携帯端末等を盗難及び紛失等した場合には、マチカ共通約款等に従うものとします。ただし、マイナンバーカードやマイキーID、パスワードの紛失等については、別途国の定めに従ってください。</p> <p>10. 本特約第16条に定める問い合わせは、以下の<u>通り</u>とします。</p>
---	---

以上